



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……………
- ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…
- 港湾施設の供用開始……………（港湾局港湾経営部経営課）…
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

告示

●東京都告示第九百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和二年七月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日

豊島区目白一丁目十二番一の一部、令和二年六月十
同番七、同番八、同番十七、同番二二日
十、千五十七番一の一部、同番十八、
同番二十から同番二十二まで、同番
二十五の一部、同番二十六から同番
三十二まで、千二百三十二番二、千
二百三十三番及び同番三

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁
第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第九百五十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

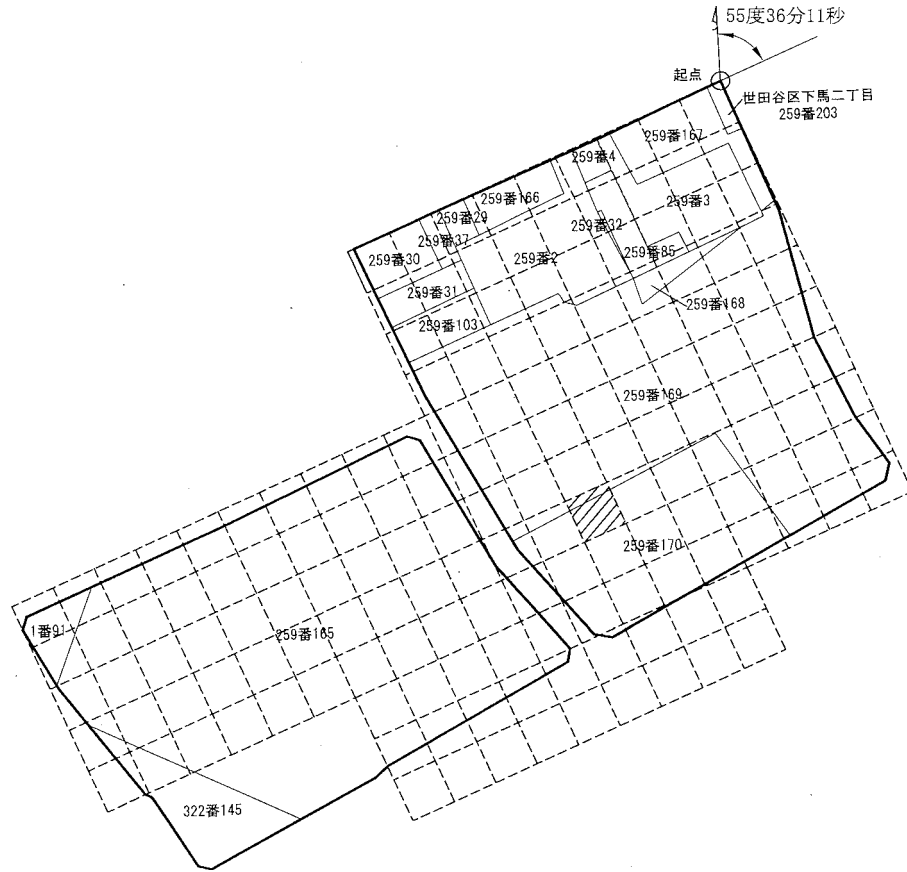
令和二年七月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（世田谷区下馬
二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単区区画
- 敷地境界
- 筆境界
- ▨ 形状変更時要届出区域

【格子の回転角度(55度36分11秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は、世田谷区下馬二丁目259番203の最北端とする。

●東京都告示第九百六十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

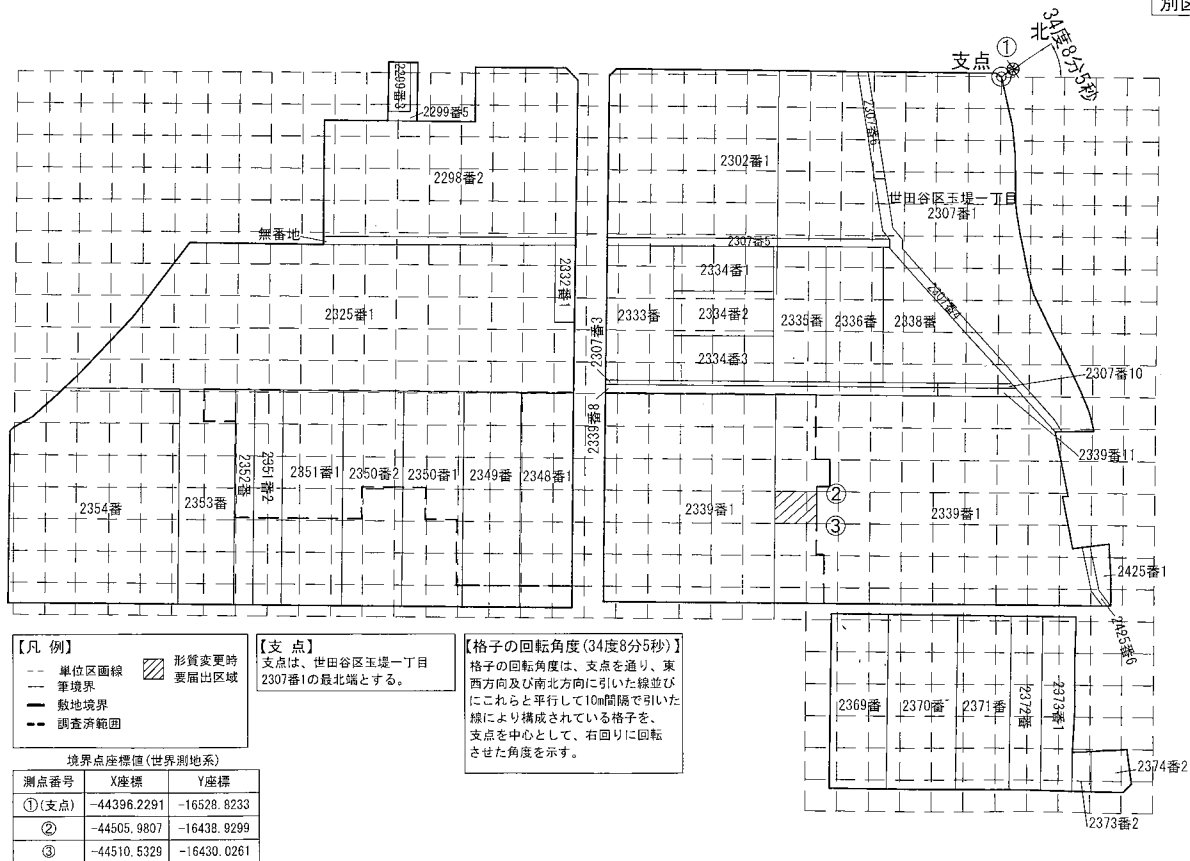
令和二年七月十五日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(世田谷区玉堤一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



●東京都告示第九百六十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

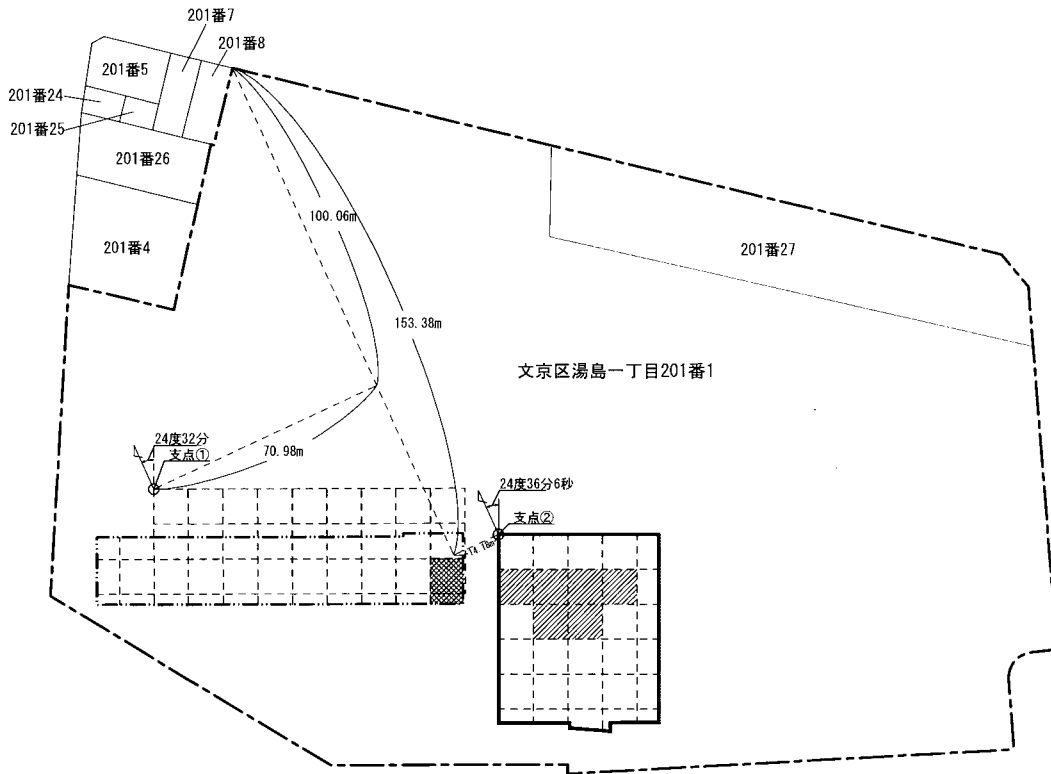
令和二年七月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(文京区湯島一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物
 並びに砒素及びその化合物

別図



- 【凡例】
- 単位区画
 - 筆境界
 - 調査対象地
 - 既往調査対象地
 - 敷地境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
 - 形質変更時要届出区域
(平成25年東京都告示第1574号により指定した区域)

【支点①】
支点①は、文京区湯島一丁目201番1の最北端から南へ100.06m、西へ70.98mの位置とする。

【支点②】
支点②は、文京区湯島一丁目201番1の最北端から南へ153.38m、東へ14.18mの位置とする。

【格子の回転角度 (①:24度32分 ②:24度36分6秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百六十二号

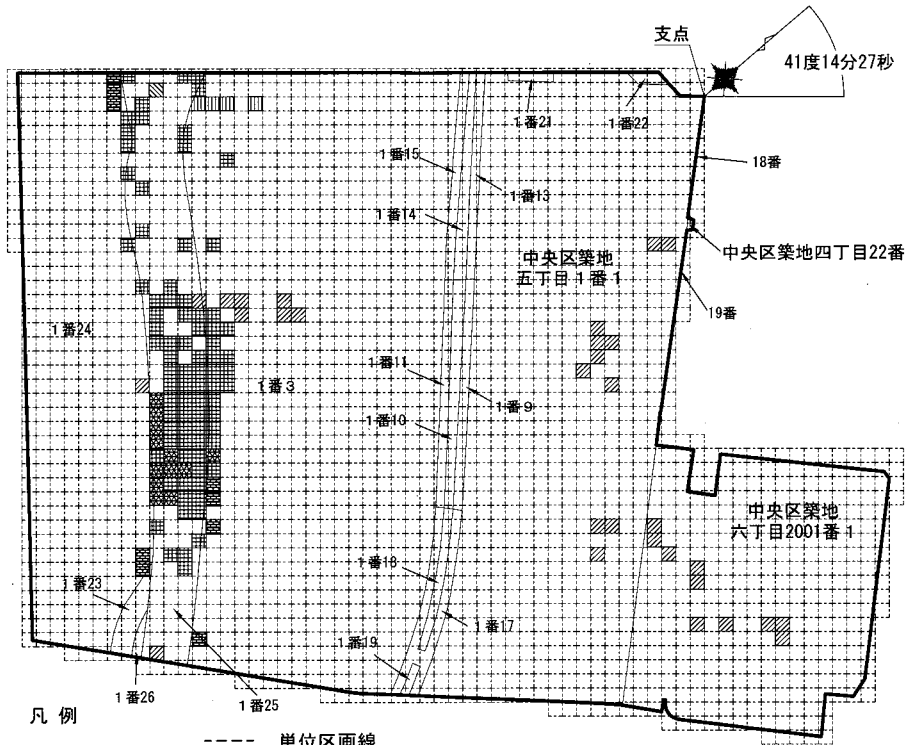
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区築地五丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 凡例
- 単位区画線
 - 筆境界線
 - 敷地境界

- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域 (令和2年東京都告示第738号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第629号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域 (平成31年東京都告示第661号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域 (平成31年東京都告示第9号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第832号により指定した区域)

〈支店〉
支店は、中央区築地五丁目1番1の最北端とする。

〈格子の回転角度:41度14分27秒〉
格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百六十三号

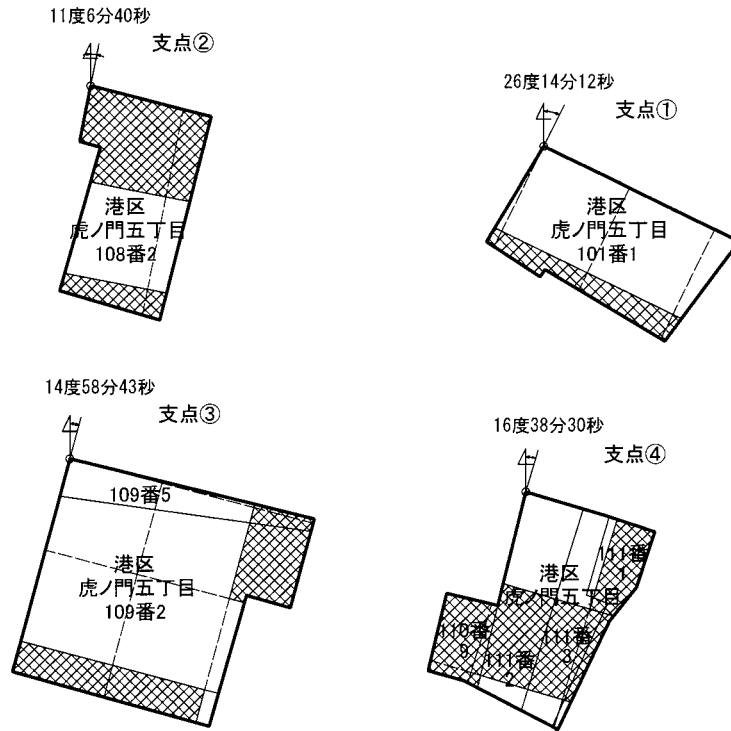
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第四百四十七号及び令和二年東京都告示第二百七十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区虎ノ門五丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【格子の回転角度】

- ①: 26度14分12秒
- ②: 11度 6分40秒
- ③: 14度58分43秒
- ④: 16度38分30秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 指定を解除する区域

【支点】

- ①: 港区虎ノ門五丁目101番1の最北端とする。
- ②: X座標:-37425.0727、Y座標:-8130.6343とする。
- ③: X座標:-37457.9664、Y座標:-8180.8087とする。
- ④: 港区虎ノ門五丁目111番2の最北端とする。

※支点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001

定価
一冊 三〇〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001



リサイクル適性

東京都告示第九百六十四号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。

令和二年七月十五日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模	所在地	開始年月日
防波堤	十三号地防波堤	二六〇・〇メートル	江東区 令和二年七月十六日 青海二丁目地	

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年七月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

府中市南町一丁目三十三番一、小平市鈴木町一丁目四百七同番二、同番四から同番六まで、同番二十及び同番二十六から同番三十まで

調布市飛田給二丁目十番二十五及び十一番十四

代表取締役 加賀美 誠

代表取締役 加賀美 誠

代表取締役 加賀美 誠